会津美里町外国語指導助手派遣業務公募型プロポーザル実施要領

1　目的

本要領は、「会津美里町外国語指導助手派遣業務」の公募型プロポーザル方式による受託者選定の実施にあたり、必要事項及び手続き等について定めるものである。

2　事業概要

（1）　業務名

会津美里町外国語指導助手派遣業務(長期継続契約)

（2）　業務の目的

会津美里町立小中学校及び義務教育学校における外国語活動及び外国語科について、児童生徒が国際的な言語や文化について体験的に理解を深めるとともに、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養い、もって学力の向上を図るべく、外国語指導助手(以下「ＡＬＴ」という。)の派遣業務を実施する。

（3）　業務内容

別紙「会津美里町外国語指導助手派遣業務仕様書」のとおり

（4）　業務場所

会津美里町立小学校３校、中学校２校、義務教育学校１校、認定こども園４園及びその他教育委員会が指示する場所とする。

（5）　業務期間

令和９年４月１日から令和 12 年３月 31 日まで

本業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の３に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができる。

（6）　提案上限額

５０，０１５千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

※　ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

（1）　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（2）　令和８年 11 月２日(公告日)時点で、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 号の規定に基づく清算の開始、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第１項若しくは第 19 条第１項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

（3）　労働者派遣法に基づく派遣事業許可を受けていること。

（4）　令和８年 11 月２日(公告日)時点で、町税等を滞納している者でないこと。

（５） 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を会津美里町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

（６） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条及び会津美里町暴力団等排除条例(平成 24 年会津美里町条例第 11 号)第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。

（７） その他

・公告の日を起算日として過去３年以内に、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人を含む。)と外国語指導に関する業務契約を締結した実績があること。ただし、事業譲渡等を理由に新設された会社においては、類似の業務実績があり、それを証明できる書類を提出すれば、外国語指導に関する業務契約を締結した実績があるものとみなす。

・前各号に掲げるもののほか、この実施要領において求める要件を満たしていること。

４ プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書並びに会津美里町財務規則等を理解した上で、次のとおり提出すること。

（１） 提出書類

提出書類	提出部数
参加表明書(様式第１号)	１部
法人登記簿(登記全部事項証明書)※	１部
納税証明書(直近のもの)※	１部
誓約書(様式第２号)	１部

※ 参加表明書の提出時点において、会津美里町令和７・８年度工事等請負有資格業者名簿(一般委託)に登録されている者である場合は、提出不要です。

※ 町に納税義務がない場合は、国税(税務署様式その３の３)及び地方税の納税証明書

（２） 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

（３） 提出場所

会津美里町教育委員会こども教育課

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地１番地

（４） 提出期限

令和８年 11 月 24 日(火)17 時 00 分必着

※ 持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く８時 30 分から 17 時 00 分までとする。

※ 郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

（５） 様式等の入手方法

参加表明書等の様式には、会津美里町ホームページからダウンロードすること。なお、郵送等による配布は行わないものとする。

(掲載場所)

ホーム ＞ 行政サイト ＞ 仕事・産業 ＞ 入札・プロポーザル・契約 ＞ プロポーザル

５ 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。ただし、評価や審査に係るものの質問については受け付けない。

（１） 提出書類

提出書類	提出部数
質問書(様式第３号)	１部

（２） 提出方法

FAX 又は電子メールとする。

※質問票送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

（３） 提出先

会津美里町教育委員会こども教育課

〒969-6292 福島県大沼郡会津美里町字新布才地１番地

電話番号 0242-55-0344(直通) FAX 0242-55-1169

電子メール kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp

（４） 提出期限

令和８年 11 月 10 日(火)17 時 00 分までとする。

※受信確認は休日を除く、８時 30 分から 17 時 00 分までとする。

（５） 回答方法

質問に対する回答は、質問者名をふせて集約したものを令和８年 11 月 17 日(火)までに会津美里町ホームページに掲載する。

【会津美里町ホームページ】

https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/index.html

６ 参加資格の確認・通知

参加表明書の提出があった参加者の参加資格について、参加資格要件に基づき確認し、その結果を参加者に通知する。

なお、この通知は、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、その日時、場所等を併せて通知する。

7　企画提案書等の提出

（1）　提出書類

企画提案書等の作成及び提出は、次のとおりとすること。

提出書類	提出部数
企画提案書表紙(様式第４号)	正本１部 副本７部 電子データ一式※３
会社概要(様式第５号)※１	
業務実績調書(様式第６号)	
業務実施体制(様式第７号)	
企画提案書(様式第８号)	
見積書及び見積内訳書(任意様式)※２	正本１部

※１　労働者派遣事業の許可書写しを添付すること。

※２　業務期間における見積書及び費用内訳書を作成し、費用内訳も分かるようにすること。

※３　電子データについては、ファイル形式は指定がある場合を除き「Adobe 社 PDF」とし、CD-R に保存して提出すること。

（2）　提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

（3）　提出場所

会津美里町教育委員会こども教育課

（4）　提出期限

令和８年 12 月 10 日(木)17 時 00 分必着

※　持参による場合の受付時間は、休日を除く８時 30 分から 17 時 00 分までとする。

※　郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出先に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

※　参加表明書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8　企画提案書作成方法

（1）　全般

企画提案書は、７(１)の通りの順番に並べ、簡易製本(原則、Ａ４サイズ、縦、左綴じ)すること。使用する言語は日本語、単位は計量法(平成４年法律第 51 号)に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

また、使用する様式については、別に定めがある場合を除き、規定の様式を使用すること。様式は１ページとしているが、１ページに収まらなくとも差し支えないものとする。

（2）　会社概要(様式第５号)

提案者の概要を記載すること。

（3）　業務実績調書(様式第６号)

本町と同程度又はそれ以上の人口規模の自治体における業務実績について記載すること。

なお、業務実績調書は業務実績別に、５件を上限に作成すること。

（４） 業務実施体制(様式第７号)

本業務における実施体制を記載すること。

（５） 企画提案書(様式第８号)

本業務に関する企画提案書を作成すること。

・プレゼンテーションは、項目(様式第８号に記載)順に説明すること。

・任意様式でも可とするが、様式第８号に記載する事項については必ず記載すること。

・用紙はＡ４版を原則とし、資料の都合上、部分的にＡ３版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。

・文字サイズは 11 ポイント以上とする。なお、図表中に使用する文字についてはこの限りではないが、見やすさ、分かり易さに心がけること。

・企画提案の記述に当たっては、企画提案者からの説明を受けなくても読んで理解できる内容とすること。

・企画提案に記載する内容は、本業務における実施義務事項とする。なお、実施義務としない事項を参考記載する場合には、参考である旨を明示し、用紙を分けるなど、実施義務事項と混同する可能性を排除すること。

（６） 見積書及び費用内訳明細書(任意様式)

・消費税及び地方消費税は含まないこと。

・会津美里町長宛てとすること。

・本業務に関する全ての費用を記載すること。

９ プレゼンテーション

企画提案書等の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。ただし、見積額が提案上限額を超える場合は対象としない。

（１） 実施日時

令和８年 12 月 17 日(木)予定

※時間及び会場の詳細については、別途応募者に通知する。

（２） 実施時間

30 分以内

※提案説明(プレゼンテーション含む。)20 分以内、ヒアリング 10 分程度

（３） 出席者数及び説明者

出席者は３名以内とし、説明者は本業務の主たる担当者とする。

（４） 留意事項

・プレゼンテーションの順番は、参加受付の順とする。

・すでに提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字がある場合にはプレゼンテーション時に説明すること。

・プレゼンテーション時に使用するマックスハブ(画面)及びＨＤＭＩ端子は、町が準備する。その他の機器(パソコン等)は、参加者が用意すること。

・プレゼンテーションの内容は録音する場合がある。

10　選定方法

・「会津美里町外国語指導助手派遣業務プロポーザル審査委員会」における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。

・本プロポーザルの評価項目及び配点は、次に掲げるものとする。

評価項目	配点
①会社概要・業務実施体制及びＡＬＴ業務受託等の実績	10 点
②ＡＬＴ採用体制	15 点
③ＡＬＴ研修体制	10 点
④ＡＬＴ管理体制	15 点
⑤教育委員会及び学校との連絡体制	10 点
⑥授業プログラム及び教職員への支援	20 点
⑦危機管理体制	10 点
⑧コストの考え方	10 点
合計	100 点

・審査委員の採点により、次の条件に従い順次選定する。

【選定順】

① 全審査員の合計得点が最高得点の者

② ①が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者

・各審査者の評価点の合計点には最低基準点(満点の 60%)を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

・受託候補者の選定結果は、本プロポーザルのプレゼンテーションを行った全参加者へ郵送により通知する。また、会津美里町ホームページでも選定結果を公表するが、参加者の名称や評価点については、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができるものとする。なお、結果通知の内容に対する異議申し立てには応じない。

※

11　プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のとおり実施する。

①公募型プロポーザル実施公告	令和８年 11 月２日(月)
②質問受付期間	令和８年 11 月２日(月)から 令和８年 11 月 10 日(火)17 時 00 分まで
③質問に対する回答	令和８年 11 月 17 日(火)
④参加表明書の提出期限	令和８年 11 月 24 日(火)17 時 00 分まで
⑤参加表明書の確認結果通知	令和８年 11 月 30 日(月)
⑥企画提案書等の提出期限	令和８年 12 月 10 日(木)17 時 00 分まで
⑦プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年 12 月 17 日(木)予定
⑧選定結果の通知	令和８年 12 月 24 日(木)予定
⑨業務委託（仮）契約の締結	令和９年１月中旬予定
⑩審査結果等の公表	令和９年１月中旬予定
⑪当初予算成立・本契約への移行	令和９年３月下旬

12　受託候補者決定後の契約

（１）　企画提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により内容を修正・変更する場合がある。

（２）　契約の締結及び仮契約の取扱い

・受託候補者との協議が整い次第、仮契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

・本仮契約は令和９年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものとする。なお、仮契約締結後、当初予算が成立しなかった場合は、本契約に移行しないこととする。

・本契約は地方自治法第 234 条の３の規定に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができものとする。

13　参加者の失格

参加者が以下のいずれかに該当する場合、その者の提出した書類を全て無効とし、提出者は失格とする。

・本実施要領等に定める提出方法、提出先、提出期限、留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

・本実施要領に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合

・提出書類の不備又は虚偽の記載等があった場合

・審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

・プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合
・その他、著しく信義に反する行為があった場合

14　その他の留意事項

・参加表明書及び企画提案書の提出者が１者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。
・参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。
・参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明又は不知を理由として、異議を申し立てることはできない。
・企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。
・企画提案書は、提出者１者当たり１提案とし、複数の提案はできない。
・提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
・提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。
・参加表明書又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(様式第９号)により、担当課へ届け出ること。
・提出された企画提案書等の内容について、本町より問い合わせ又は追加資料の提出を求めることがある。
・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、会津美里町情報公開条例(平成 17 年会津美里町条例第 19 号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。なお、この場合においては、情報公開請求内容について協議するものとする。

15　担当課(問い合わせ先)

会津美里町教育委員会　こども教育課　こども教育係
所 在 地：〒969-6292 会津美里町字新布才地１番地
TEL/FAX：0242－55－0344/0242－55－1169
E-mail：kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp